

# 論点整理と特例通達の概要

---

## バス・鉄道事業者がタクシー事業の許可を受けるパターン

- ◆ 許可要件を緩和
  - 営業所、自動車車庫及び休憩仮眠施設
    - ➔ これらの施設について、タクシー専用の区画として新たに確保することまでは要しない
  - 専従役員の選任
    - ➔ バス事業の管理運営体制の責任者がタクシー事業の管理運営体制の責任者を兼任できる
  - 役員の法令試験
    - ➔ 改めて道路運送法の法令試験を受験することまでは必要ない
- ◆ バス事業の実態を踏まえた検討の深掘り
  - 最低車両台数
    - ➔ 必ずしも最低車両台数を保有しない形で、日本版ライドシェアへの参画に限定したタクシー事業の許可区分を設ける
  - 運行管理能力
    - ➔ バス事業及びタクシー事業双方の運行管理の実務経験を有する運行管理者からのヒアリングや先行トライアル等により課題の有無について確認
- ◆ 日本版ライドシェアの柔軟運用の検討
  - 日本版ライドシェアを実施する地域、時期及び時間帯
    - ➔ バス・鉄道事業を運営する中で把握したニーズや、路線再編に伴う日本版ライドシェアの役割を反映できるようにすべき
  - 運賃・運行区域
    - ➔ 協議運賃制度の活用や、タクシーの営業区域よりもダウンサイズした運行区域の設定も有効

## バス・鉄道事業者がタクシー事業者とパートナーシップを組むパターン

### ◆ 施設・車両の共用する場合のルールの特典化

- 営業関連施設(営業所(事業所)、自動車車庫、休憩等施設、駅舎等)や社用車、乗合タクシーの遊休車両をタクシー事業者と共用
  - ➔ バス・鉄道事業者が所有する車両をタクシー事業者が日本版ライドシェアの車両として活用する場合、当該車両の使用権原に関する事項を協定等に盛り込む必要

### ◆ 労務管理の徹底

- 労務管理・就業規則に係る手引きの整備
  - ➔ 改善基準告示に準じた労務管理を徹底するため、主たる勤務先の事業者と従たる勤務先の事業者が協定等を結ぶ等、こうしたケースを想定した労務管理・就業規則に係る手引きを整備

### ◆ 日本版ライドシェアの柔軟運用の検討

- 日本版ライドシェアを実施する地域、時期及び時間帯
  - ➔ バス・鉄道事業を運営する中で把握したニーズや、路線再編に伴う日本版ライドシェアの役割を反映できるようにすべき
- 運賃・運行区域
  - ➔ 協議運賃制度の活用や、タクシーの営業区域よりもダウンサイズした運行区域の設定も有効

国自旅第20号  
 令和7年6月2日

 各地方運輸局 自動車交通部長 殿  
 沖縄総合事務局 運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長

 交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会で議論された先行トライアルの実施に  
 当たっての法人タクシー事業の許可に係る取扱いについて

法人タクシー事業の許可申請に対しては、「法人タクシー事業の申請に対する処理方針」(平成13年8月29日通達 国自旅第72号。以下、「許可通達」という。)に基づき処理を行うこととなっているが、令和7年4月3日に開催された第10回交通政策審議会陸上分科会自動車部会で議論された先行トライアルの実施に当たっての許可申請に対しては、下記のとおり取扱うこととしたため、その旨了知されるとともに、対象となる事業者にも周知されたい。

**記**
**1. 処理方針について**

- (1) 営業所及び休憩、仮眠又は睡眠のための施設として適切な規模・機能を有している施設を活用する場合は、当該施設が許可通達別紙1.(2)及び(6)の各要件に適合するものとする。
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業における管理運営体制が整っていて、その体制の中で管理運営を行う限りにおいて、許可通達別紙1.(9)の各要件に適合するものとする。
- (3) 許可通達別紙1.(3)の事業用自動車を配置せず先行トライアルを実施する場合には、許可通達別紙1.(3)、(4)、(5)、(7)、(8)、(10)、(11)、(13)及び(14)①～③については、適用しないものとする。
- (4) 上記(1)～(3)以外の項目については、許可通達に準じて審査するものとする。

**2. 対象事業者、許可期間について**

別紙のとおりとする。

**3. 許可に付する条件**

- (1) 許可を受けた事業者は、先行トライアルの効果検証に必要なデータ等を国土交通省に対して随時提供することとする。
- (2) 法人タクシー事業の許可後、許可通達に関する項目に変更が生じる場合は改めて法人タクシー事業の申請を行う旨の条件を付すこと。
- (3) その他、必要に応じて条件を付すことができるものとする。

対象事業者	許可期間
東急バス株式会社	許可日から1年間
鹿児島交通株式会社	
種子島・屋久島交通株式会社	
全但バス株式会社	

## 一般乗合旅客運送事業(乗合バス)からの参入時の審査における取扱いについて

### ○ 営業所

➡【緩和】適切な規模・機能を有している施設を活用する場合は要件に適合するものとする

- ・営業区域内にあること。
- ・申請者が、土地、建物について1年以上の使用権原を有するものであること。等

### ○ 休憩、仮眠又は睡眠のための施設

➡【緩和】適切な規模・機能を有している施設を活用する場合は要件に適合するものとする

- ・事業計画を的確に遂行するに足る規模を有し、適切な設備を有するものであること。
- ・申請者が、土地、建物について1年以上の使用権原を有するものであること。等

### ○ 管理運営体制

➡【緩和】バス事業における管理運営体制下で管理運営を行う限りにおいて適合するものとする

- ・法人にあっては、当該法人の役員のうち1名以上が専従するものであること。等
- ・運行管理を行う体制及び運行管理を担当する役員等運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。等

### ○ タクシー車両の運用を前提とする要件(例:タクシーの最低車両台数等)については適用しない